

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、定置漁業の保護区域内における漁業の制限について、次のとおり指示する。

令和5年8月21日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会長 濱本 幾男

1 保護区域

保護区域は、次のとおりとする。（緯度経度は世界測地系）

(1) 定第1号（漁場の位置：萩市大字江崎地先）

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A	萩市大字江崎名島北端	(N34° 39' 41.3" E131° 38' 40.6")
点イ	Aから0度154メートルの点	(N34° 39' 46.3" E131° 38' 40.6")
点ロ	Aから0度1,281メートルの点	(N34° 40' 22.9" E131° 38' 40.6")
点ハ	Aから314度17分1,839メートルの点	(N34° 40' 22.9" E131° 37' 48.8")
点ニ	Aから308度10分1,674メートルの点	(N34° 40' 14.8" E131° 37' 48.8")
点ホ	Aから295度16分1,036メートルの点	(N34° 39' 55.6" E131° 38' 03.8")
点へ	Aから294度39分771メートルの点	(N34° 39' 51.6" E131° 38' 13.0")
点ト	Aから304度16分275メートルの点	(N34° 39' 46.3" E131° 38' 31.7")

(2) 定第2号（漁場の位置：阿武郡阿武町大字惣郷地先）

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Aの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A	阿武郡阿武町赤島頂上	(N34° 35' 13.3" E131° 33' 12.4")
点イ	Aから11度32分407メートルの点	(N34° 35' 26.2" E131° 33' 15.6")
点ロ	Aから312度45分1,589メートルの点	(N34° 35' 48.2" E131° 32' 26.5")
点ハ	Aから264度18分1,805メートルの点	(N34° 35' 07.5" E131° 32' 01.9")
点ニ	Aから214度59分1,020メートルの点	(N34° 34' 46.2" E131° 32' 49.4")
点ホ	Aから216度580メートルの点	(N34° 34' 58.0" E131° 32' 59.1")

(3) 定第3号（漁場の位置：阿武町大字宇田地先）

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A	阿武郡阿武町宇田郷港今浦防波堤灯台基部	(N34° 33' 54.7" E131° 32' 18.3")
点イ	Aから322度52分573メートルの点	(N34° 34' 09.5" E131° 32' 04.7")
点ロ	Aから317度37分1,969メートルの点	(N34° 34' 41.8" E131° 31' 26.1")
点ハ	Aから279度27分2,431メートルの点	(N34° 34' 07.6" E131° 30' 44.2")

点ニ	Aから 271 度 43 分 1,864 メートルの点	(N34° 33' 56.5" E131° 31' 05.2")
点ホ	Aから 253 度 37 分 1,623 メートルの点	(N34° 33' 39.9" E131° 31' 17.2")
点へ	Aから 278 度 29 分 711 メートルの点	(N34° 33' 58.1" E131° 31' 50.7")

(4) 定第4号 (漁場の位置：萩市鵜山地先)

次のA、イ、ロ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点A	萩市鵜山岬宇屋崎大岩頂上	(N34° 29' 01.9" E131° 26' 32.6")
基点B	萩市鵜山岬古湊東端	(N34° 28' 54.9" E131° 27' 05.6")
点イ	Aから 355 度 04 分 36.8 秒 783 メートルの点	(N34° 29' 27.2" E131° 26' 30.0")
点ロ	Bから 356 度 55 分 12.7 秒 1,030 メートルの点	(N34° 29' 28.3" E131° 27' 03.4")

(5) 定第5号 (漁場の位置：萩市大島字名切地先)

次のイ、ロ、ハ、Bの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点A	萩市大島字名切亀石頂上	(N34° 30' 24.7" E131° 24' 55.7")
基点B	萩市大島北東端	(N34° 30' 43.8" E131° 24' 56.5")
点イ	Aから 166 度 41 分 1,346 メートルの点	(N34° 29' 42.2" E131° 25' 07.9")
点ロ	Aから 139 度 44 分 1,574 メートルの点	(N34° 29' 45.8" E131° 25' 35.7")
点ハ	Aから 46 度 35 分 984 メートルの点	(N34° 30' 46.6" E131° 25' 23.8")

(6) 定第6号 (漁場の位置：萩市大字椿東越ヶ浜地先)

次のB、C、イ、ロの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点A	萩市大字椿東越ヶ浜笠山磯垣網瀬頂上から 230 度 60 メートルの点に設置した標識	(N34° 27' 19.3" E131° 24' 18.1")
基点B	萩市大字椿東嫁泣A防波堤基部	(N34° 27' 04.3" E131° 24' 43.9")
基点C	萩市大字椿東大瀬頂上	(N34° 27' 28.2" E131° 25' 31.7")
点イ	Aから 20 度 45 分 1,421 メートルの点	(N34° 28' 02.4" E131° 24' 37.9")
点ロ	Aから 325 度 4 分 515 メートルの点	(N34° 27' 32.5" E131° 24' 05.9")

(7) 定第7号 (漁場の位置：萩市鯖島地先)

次のA、イ、ロ、ハ、Cの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点A	萩市鯖島東端	(N34° 25' 39.8" E131° 19' 19.8")
基点B	萩市鯖島ビシャゴ瀬頂上	(N34° 25' 53.7" E131° 19' 16.4")
基点C	萩市鯖島北端	(N34° 25' 58.4" E131° 19' 08.2")
点イ	Aから 154 度 47 分 1,398 メートルの点	(N34° 24' 58.8" E131° 19' 43.2")
点ロ	Aから 114 度 26 分 1,951 メートルの点	(N34° 25' 13.7" E131° 20' 29.4")
点ハ	Bから 57 度 11 分 889 メートルの点	(N34° 26' 09.3" E131° 19' 45.7")

(8) 定第8号(漁場の位置:長門市通字南堂地先)

次のイ、B、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A	長門市通字南堂熊ヶ鼻東端に設置した標柱	(N34° 25' 34.1" E131° 15' 39.8")
基点B	長門市通大瀬頂上	(N34° 24' 40.2" E131° 16' 30.8")
点イ	Aから179度42分1,922メートルの点	(N34° 24' 31.7" E131° 15' 40.2")
点ロ	Aから130度6分2,412メートルの点	(N34° 24' 43.8" E131° 16' 52.2")
点ハ	Aから56度23分1,335メートルの点	(N34° 25' 58.0" E131° 16' 23.4")
点ニ	Aから16度32分145メートルの点	(N34° 25' 38.6" E131° 15' 41.4")

(9) 定第9号(漁場の位置:下関市蓋井島深川地先)

次のイ、ロ、ハの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点A	下関市蓋井島深川東端に設置した標柱	(N34° 06' 43.4" E130° 46' 58.2")
点イ	Aから325度6分311メートルの点	(N34° 06' 51.7" E130° 46' 51.2")
点ロ	Aから39度24分591メートルの点	(N34° 06' 58.2" E130° 47' 12.9")
点ハ	Aから123度6分886メートルの点	(N34° 06' 27.7" E130° 47' 27.1")

2 保護区域内における漁業の制限

保護区域内においては、当該漁業に対して著しく支障を及ぼす行為又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を逸散させる行為をしてはならない。

3 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで